

不当な営業妨害の自肅申し合わせ

本会所属会社は公正な競争を通じて業界の健全な発展に寄与するため、次の申し合わせをする。

1. 本会所属会社は次の行為をしてはならない。
 - (1) 他社系列の販売員、販売店、営業所長等に対し、営業を妨害する目的を以て過大の金銭を供与する等の不当な手段により、自社系列への引き抜き及びこれに類する行為。
 - (2) 他社製品使用顧客に対し、自社製品の販売を目的としてクーリング・オフ制度等を悪用して、他社製品の返品を誘導する行為。
2. そのため、本会所属会社は、その系列の販売員、販売店、営業所長等に対し、前記1の趣旨を徹底しなければならない。
3. 万一、前記1の行為により、被害を受けた当該会社は、その行為について、相手会社に対し、善処方を申し入れると同時に訪販化粧品工業協会宛届け出ることとする。
4. 前記3の申し入れを受けた相手会社は、その申し入れに対し、すみやかに調査の上適切な措置を取ると共に、訪販化粧品工業協会に報告することとする。
5. 両当事者間の意見が著しく相違して、解決できないときは、事務局が仲裁の任にあたる。

なお、必要に応じて、有識者等の意見を求めることができる。
6. 本会所属会社は、事務局の調査に対し、積極的に協力しなければならない。

昭和 52 年 5 月 17 日 制定

平成 18 年 6 月 14 日 改訂

「不当な営業妨害の自粛申し合わせ」について

訪販化粧品工業協会では、会員会社間での販売員等の引き抜きを防止するために昭和52年5月17日に自主規制として「不当な営業妨害の自粛申し合わせ」を制定したが、どのような行為が「営業を妨害する目的」であるのか、その解釈が必ずしも明確でないため、今般、解釈を明確にするとともに運用上の取扱い等を定めた運用基準を制定する。

なお、本運用基準を制定するに当たって、「不当な営業妨害の自粛申し合わせ」第5項及び第6項を別紙のとおり改訂し、「仲裁機関」の規定を廃止することとする。

「不当な営業妨害の自粛申し合わせ」についての自主基準

標記についての運用基準を、次のように制定する。

1. 「営業妨害」に該当する行為

- ・会員各社の傘下営業所等へ、他社会員が訪問したり電話、ファックス、メール、ダイレクトメール等を行うことにより相手方に迷惑を及ぼす行為。

※傘下営業所等とは、看板等で社名、ブランド名等が明示されている事務所・店舗等のこと。

※「迷惑を及ぼす行為」とは、訪問を受けたり電話等を受けた本人、又は、本会会員会社が、営業妨害行為・迷惑行為を受けたと認識した場合をいう。

2. 営業妨害の疑いのある行為が発生した場合の措置

- ・当事者は、事務局に届け出ることができる。
- ・事務局は、届け出を受けた場合、速やかに双方への事情聴取及び調査を行う。事情聴取及び調査には、当事者双方が協力すること。
- ・事務局は、事情聴取及び調査の結果を実行委員会に報告し、実行委員会が、営業妨害か否かを審議した上で、その判断を行う。
- ・実行委員会は、審議の結果、営業妨害に該当すると判断した場合は、その措置を検討した上で、①嚴重注意、②警告、③除名（規約第8条）のうち相当処分を決定し、理事会に上程する。

3. 理事会

- ・理事会は、実行委員会からの上程に基づき、当該処分が相当か否かを審議し、その措置を決定する。除名処分が必要と結論を出した場合は、総会へ上程する。

4. 総会

- ・総会において、当該会員に弁明の機会を与えた上、除名を行うかどうかを議決する。除名した場合は、公表する。

この運用基準は、平成 18 年 6 月 14 日より適用する。

なお、本会会員会社は、その系列の販売員、販売店、営業所長等に対し、前記運用基準 1 の趣旨を徹底しなければならない。

平成 18 年 6 月 14 日 制定